



様式第9号(第19条関係)

野環第95号
令和3年3月11日

住所 京都市伏見区横大路千両松町9番地1
氏名 日本ウエスト 株式会社
代表取締役 長田 和志 様

野洲市長 栢木 進



一般廃棄物処理業許可書

令和3年2月5日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、条件を付けて下記のとおり許可します。

記

営業所の所在地及び名称	野洲市久野部181番地 川端マンション102号室 日本ウエスト 株式会社 野洲営業所
取扱廃棄物の名称	粗大ごみを除く事業系一般廃棄物(生ごみ、紙くず、木くず、刈草)
業種	収集運搬業
許可期間	令和3年(2021年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日
許可番号	野洲市 第11号
処理料金	野洲市手数料条例に定める一般廃棄物搬入手数料
営業の区域	野洲市内全域
許可の条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例、その他関係法令等を遵守すること。 (2) 収集時には、排出者が記した事業系一般廃棄物搬入確認票を受け取り、施設搬入時係員に提出すること。 (3) 搬入する一般廃棄物は、許可取り扱い品目に限定することとし、野洲市の指定袋で納入すること。また、搬入し際には係員の指示に従うこと。 (4) 収集運搬業に関する毎月の業務実績を、翌月の10日までに一般廃棄物処理業実績報告書により報告すること。 (5) 許可車両は、別に定める。 (6) その他市長の指示に従うこと。